



介護保険料は、「基準額（1人あたりの平均的な介護保険料額）」をもとに、ご本人の所得と、世帯の住民税課税状況などによって、所得段階ごとに分けられ、決定されます。

令和6年度より、介護保険料を決める所得段階の区分が9段階から13段階に変更になり、加えて第1段階から第3段階の方の負担割合が変更になりました。

介護保険料に関してご不明な点は肝付町役場福祉課までお問い合わせください。

介護保険料の

所得段階が

変わります

基準額（1人あたりの平均的な介護保険料額）

86,400 円（7,200 円 / 月）

令和6年度から令和8年度の所得段階別介護保険料

区分	住民税課税状況		対象者	負担割合	年額
	本人	世帯			
第1段階	非課税	非課税	合計所得 + 課税年金収入額が 80 万円以下	基準額 × 0.285%	24,620 円
第2段階	非課税	非課税	合計所得 + 課税年金収入額が 120 万円以下	基準額 × 0.485%	41,900 円
第3段階	非課税	非課税	合計所得 + 課税年金収入額が 120 万円超	基準額 × 0.685%	59,180 円
第4段階	非課税	課税	合計所得 + 課税年金収入額が 80 万円以下	基準額 × 0.9%	77,760 円
第5段階	非課税	課税	合計所得 + 課税年金収入額が 80 万円超	基準額 × 1.0%	86,400 円
第6段階	課税	課税	合計所得金額が 120 万円未満	基準額 × 1.2%	103,680 円
第7段階	課税	課税	合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	基準額 × 1.3%	112,320 円
第8段階	課税	課税	合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	基準額 × 1.5%	129,600 円
第9段階	課税	課税	合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満	基準額 × 1.7%	146,880 円
第10段階	課税	課税	合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満	基準額 × 1.9%	164,160 円
第11段階	課税	課税	合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満	基準額 × 2.1%	181,440 円
第12段階	課税	課税	合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	基準額 × 2.3%	198,720 円
第13段階	課税	課税	合計所得金額が 720 万円以上	基準額 × 2.4%	207,360 円

※合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。また、土地・建物の譲渡所得に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※課税年金収入額

国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。